



Kumagaya Technical High School

令和6年度

# 埼玉県立熊谷工業高等学校

<https://kumagaya-th.spec.ed.jp>



## 生徒募集要項

Architecture Engineering 建築科

Civil Engineering 土木科

Electrical Engineering 電気科

Mechanical Engineering 機械科

Systems Engineering 情報技術科

### アクセスマップ



2024

〒 360-0832 埼玉県熊谷市小島820番地

TEL 048-523-3354 (代表) FAX 048-520-1061



# 令和6年度 埼玉県立熊谷工業高等学校 生徒募集要項

〒360-0832 埼玉県熊谷市小島 820 番地  
TEL 048-523-3354 (代表) FAX 048-520-1061  
HP <https://kumagaya-th.spec.ed.jp>

## 1 募集人員

全日制課程（共学）

学科名	電気科	建築科	土木科	機械科	情報技術科
定員	40名	40名	40名	80名(1)	40名

\*募集人員欄の( )内の数字は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

## 2 出願資格

次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和6年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和6年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和6年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。
  - ア 全日制的課程を志願する者は、保護者とともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できるも者
  - イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者
  - ウ 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者
  - エ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者
  - オ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

## 3 出願手続

### (1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料（2,200円）を所定用紙（納付書兼領収書）により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 自己申告書

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。なお、「自己申告書」を提出できる者は、令和6年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、出願に該当すると認めた者とする。

### (2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

(イ) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ) -1 中学校がまとめて郵送する場合	(イ) -2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。送付票（様式21）を同封すること。 なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。 （63円＋特定記録郵便代160円）	
提出期間 及び	令和6年2月7日（水）を配達指定日とするこ と。	令和6年2月7日（水） 午前9時から正午まで及び



受付時間	午後1時から午後4時30分まで	
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続きを行う。	

(i) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(i) -1 志願者が郵送する場合	(i) -2 志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。 (63円+特定記録郵便代160円)	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。	令和6年2月8日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月9日（金） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「受検票」を2月9日（金）午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続きを行う。	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

(3) 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間及び受付時間	令和6年2月7日（水）を配達指定日とすること。	令和6年2月8日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月9日（金） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。  (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なおアの(イ)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

#### 4 第2志望

全学科で相互に第2志望を認める。第2志望を希望する場合の「入学願書」の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

#### 5 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。



令和6年2月14日(水)から2月15日(木)まで  
 受付時間は、2月14日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。  
 2月15日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

ア 入学選考手数料

- (7) 同一課程において本校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。
- (8) 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額(1,250円)を所定用紙により指定の金融機関で納付し、受領済印が押印された所定用紙を入学願書の裏面に貼付し提出すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。
- (9) 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。
- (10) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に速やかに提出する。

ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

ウ 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、当該高等学校長は「志願先変更証明書」を交付する。

(3) 同一校内の学科間等における志願先変更

本校の学科間等において志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に持参により提出した後、新たに出願手続きをとること。

ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

(4) 第2志望(第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。)のみの変更

(3)による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

6 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票をすみやかに本校校長に持参により提出する。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和6年2月21日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。  
 なお、追検査を受検する場合は、「9 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (4) 学力検査会場は、本校とし、集合時刻は別途通知する。

8 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和6年3月1日(金) 午前9時	令和5年3月1日(金) 午前10時
場所	学校別にホームページに掲載する。詳細は別途定める。	本校
方法	受検番号を発表する。本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和6年3月1日(金)に、受検票を持参し、本校で交付書類を受け取ること。なお、受付は午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

9 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和6年3月4日(月)に実施する追検査を受検することができる。  
 ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者  
 イ 一部受験者(※1)  
 (※1)一部受験者とは、学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」を令和6年2月22日(木)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」及び「追検査受検者個人カード」を交付する。志願者は、「追検査受検者個人カード」に必要事項を記入の上、追検査当日に持参すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、令和6年3月4日(月)に面接を実施

施する。

(6) 追検査の会場は、本校とする。

(7) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和6年3月6日(水) 午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード」に記載された電話番号に、本校から連絡する。

ア 入学許可候補者は、令和6年3月6日(水)に、受検票を持参し、本校において校長から交付書類を受け取ること。

イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、8(3)に準ずる。